

乳幼児食物アレルギー問診票兼除去食指示書の記載方法

番外質問1) 生後1ヵ月以内のアレルギー性胃腸炎

症状は嘔吐・下痢・血便などです。原因のほとんどが牛乳由来のミルクです。

2歳を過ぎれば、多くが耐性を獲得しミルクを飲めるようになります。

番外質問2) かゆみのある湿疹が生後2ヵ月頃からあり、頬・肘・膝に長く続きましたか？

改訂前では「生後1歳未満のアトピー性皮膚炎(?)」としていました。アトピー性皮膚炎と診断されずに治療を受けている乳児湿疹が非常に多いため、より具体的な文言にしました。

問1) 食べ物を食べてから2時間以内のアレルギー症状(「即時型アレルギー」といいます)

表は、即時型アレルギーの症状を羅列しています。症状は、軽度・中等度・重度の3段階に分けられ、薄字・二重下線・太字で区別しています。ガイドラインでは、「身体の複数部位に、重度の症状を1つ、または、中等度の症状を2つ以上伴う場合、アナフィラキシーあり」と判定します。

問2) 口腔アレルギー症状(かゆみやイガイガ感、口や唇の腫れ)

花粉症の人に起こります。花粉症をひきおこす原因となるタンパク質の構造が、果物・ナッツ類・野菜に含まれるタンパク質の構造と共通しているためです。口の中で、かゆみやイガイガ感・ピリピリ感を感じたときは、少量だと胃の中で分解されますので、その時点で食べないようにすれば大丈夫と考えられています。

ナッツ類としていますが、中身はいろいろです。アーモンドはバラ科、クリはブナ科、ピーナッツはマメ科など、まったく違う種類ですので、アレルギーも互いに無関係です。カンタロープ(メロン)は削除し、メロン一つで代用しました。

問3) アナフィラキシーの診断

「同時に、からだの複数の部位に、アレルギー症状を起こした場合」に書き込みます。問1では、今までに出たことのある症状、すべてに○が付けられます。問3は、「ある1つの食物を食べて起きた症状」を書き出します。アナフィラキシーの診断は、「身体の複数部位に、重度の症状を1つ、または中等度の症状を2つ以上伴う場合」です。単独でも、循環器系D②か③、または神経系E②の症状は、アナフィラキシーとして対処します。からだの部位ごとに症状に番号を付けていますが、これを書き出して○を付け、二重線は◎を、太字は◎の外を赤字にすると、一目で「原因食物とアナフィラキシーか否か」の診断ができます。

保護者が自分で事前に記入するのは難しく、医療機関の看護師・事務がサポートしていました。内容的には、保育所・園にサポートしていただくことも可能かと思います。

問4～7) 除去している食物

問4は「症状が出たために除去中」、問5は「負荷試験で陽性だったために除去中」、問6、「血液検査で陽性だったために除去中」、問7は、「食べさせることが不安なため意識的に除去中」の食物です。

乳幼児の除去食品の記入は、今まで家族だけで行っていました。しかししばしば、設問の意味が分からずに記入されていることがあります。そこで今後は、この問4～7に対しても、医療機関・保育所・園が積極的に記入をサポートしていただければと思います。

問8) 鶏卵、牛乳・乳製品、小麦、大豆、および調味料・添加物について

問4～7と同様、医療機関・保育所・園が積極的に記入をサポートしていただければと思います。

料理内容については、保育所・園で一般的に調理される食物を、段階に応じてリストアップします。例えば卵では、「生卵を含む全卵、半熟卵、加熱卵白（相当量・中等量・少量・微量）、卵黄のみ」であり、食物例を参考に、常識的な範囲での区分とします。生卵は、感染症の観点からも乳幼児には食べさせるべきではないことから、表から削除しました。なお現時点で、ほとんどの幼稚園では、「生卵を含む全卵の除去」には対応しているところもありますが、それ以外の段階の除去には対応できず、「卵禁」となっています。

小麦の欄に、オートミール・麦茶の項があります。オートミールはグルテンフリーのオーツ麦、麦茶は大麦が原材料ですので、通常の摂取では除去の必要性はありません。ただし習慣的摂取により、オーツ麦・大麦にも小麦と同様にアレルギーが生じる可能性がありますので、常食・常飲するようなことは避けていただきます。また醤油・味噌は、製造過程で小麦のタンパク質が完全に分解されますので、よほど特殊な場合を除いては除去する必要はありません。

なお、「麦」という文字が入った食物や薬があります。例えば「麦芽糖」は、発芽させた大麦をとうもろこし・じゃがいものデンプンと合わせたものです。また漢方薬の麦門冬湯は、ユリ科植物の根を乾燥したものです。いずれも小麦とは関係がありません。

調味料・添加物も醤油・味噌と同様、よほど特殊な場合を除いては除去する必要はありません。そのため一般的に、入院設備のない診療所・アレルギー専門外来のない中小病院では除去指示はされません。よほど特殊な場合とは、「高度の専門性がある病院で、高度な検査や負荷試験を行った上で除去が決定された場合」とお考えください。

医師からの指示

除去すべき食べ物について、問4（症状+）の食べ物、問5（負荷試験+）の食べ物、問6（血液検査+）の食べ物、問7（心配+）の食べ物を、個別に記載していただきたいと思います。改訂前は、医師の入力時間節約のため「問〇参照」としていました。問4～7に記載があるにもかかわらず、医師記載欄の1・2・3・4に〇が付いていないことが多く、保育所・園で問題となりましたので、記載していただく形式に変更しました。

平成30年 6月

奈良県医師会学校医委員会